

第 2 次玉名市総合計画 基本構想（案）

平成 28 年 3 月

玉名市

第1章 基本構想の目的

基本構想は、本市の今後10年間のまちづくりの将来像を示すとともに、これを実現するための基本的な目標や主要な施策の大綱を明らかにしたものです。

本市のまちづくりのための計画や事業などの諸施策は、特段の事情があるものを除き、すべてこの基本構想に基づいて実施されます。

第2章 将来像（都市像）

本市の将来像を次のように定めます。

『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』

「人と自然が輝き」とは、玉名市民はもちろんのこと、玉名市を訪れる全ての人々が、この地の豊かな自然を舞台にして、輝く様子を表しています。

「輝く」には、誰もがいきいきとして明るさがあふれる（にぎわう、活気がある）の意があり、人と自然が輝くことで、これまで育まれてきた歴史や文化が次の世代にも継承されるという想いも込めています。

「やさしさと笑顔にあふれるまち」とは、子どもから若者、お年寄りまでいろいろな世代の人が、心やさしく元気で安心して暮らせるまち、助け合いながら住み続けられるまち、訪れる人をあたたかくお迎えするまちを表しています。

本市は、「人」と「自然」を大事にして、ここに暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになるまちづくりを目指します。

第3章 基本施策

基本施策は、将来像を実現するために実施する7つの施策を体系化したものです。

基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり

小岱山及び金峰山系の山々や、市域のほぼ中央を流れる菊池川、そして有明海などは、本市の魅力の1つです。これら豊かな自然を守り、次代に引き継ぐために、自然環境の保全や環境保全への意識啓発、循環型社会システムの構築を目指します。

また、消防や防災、交通安全、防犯において意識啓発や資機材整備、活動支援などに取り組むとともに、消費者被害の未然防止、被害防止に取り組み、安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

- ▶ かけがえのない豊かな自然を市民の財産として次世代に引き継ぐため、森林環境の保全や菊池川流域同盟の環境保全活動を核とした河川環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都玉名」¹として更なる情報発信をしていきます。
- ▶ 環境にやさしいまちづくりを推進するため、玉名地域温暖化対策協議会（環境応援団「エコの環たまな」）などの各種関係団体と連携し、環境保全に対する市民の意識啓発を図り、環境学習や学校教育と連携した子どもへの環境教育、リサイクル活動などを推進するとともに、これらの活動を行う事業者や市民団体などへの支援を継続します。
- ▶ 地球温暖化防止や公害の防止については、県とも連携した取組を推進します。
- ▶ 市民や事業者による新エネルギーの導入を推進するため、市民への普及啓発や、太陽光発電に対する設置支援を行います。
- ▶ ごみの3Rであるリデュース(ごみの抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)を基本に、減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などを推進し、循環型社会システムの構築を目指します。
- ▶ 大規模災害に備え、市民、事業者の防災・減災意識の啓発を図るとともに、治山・治水事業等の災害予防・災害応急・災害復旧などの対策に取り組めます。
- ▶ 消防防災施設の資機材整備や人材育成に取り組み、地域の防災力向上に向けた自主防災組織等の更なる充実・強化に努めます。
- ▶ 交通安全意識の啓発を図るとともに、防犯に関する啓発活動や地域防犯活動を支援します。
- ▶ 全国的な問題となっている空家等について、発生の予防、適正な管理及び活用促進を図ります。
- ▶ ネット通販など新たな商取引や悪質商法による消費者被害の未然防止、被害防止への適切な対応を推進します。

¹ 「環境の先進地、環境立都 玉名」：第1次総合計画において重点施策として提示された基幹プロジェクトであり、豊かな自然を後世に引き継ぐとともに、自然の恵みを生かした郷土づくりを目指すものです。

基本目標 2 人と文化を育む 地域づくり

生涯を通じて未来を拓く人材を育てることを目指し、知・徳・体のバランスのとれた人間形成のための学校教育や、自らを磨き、高めていくための社会教育、世界共通の人類の文化であるスポーツの充実に努めるとともに、ニーズに応じた安心な環境を整備します。

また、学校教育だけでなく、家庭の教育力を高めるとともに、家庭、学校、地域社会の連携を図り、次世代の「^{たまなびと}玉名人」の育成に努めます。

文化・芸術に関する基本方針に基づき、人と社会がつながる市民文化の創造や、文化遺産の未来への継承による豊かな地域の創造に努めます。

さらに、国際交流の推進と交流機会を活用したグローバル人材の育成に努めるとともに、包括協定大学である九州看護福祉大学等との連携・協力のもと、産学官連携による人材育成・定着を推進します。

- ▶ 子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心の育成」、「健康づくり・体力づくり」に向けて、教育内容・方法の一層の充実に努めます。また、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて判断し、様々な変化にも対応できる子どもたちを養成していきます。
- ▶ 教職員研修を充実し、「信頼される学校づくり」に努め、地域に根ざした学校づくりを推進します。また、共に暮らし支え合う共生社会の形成に向けて、教育的ニーズに対応した「特別支援教育」の充実に努めるとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指します。
- ▶ 日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解のもとに、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身につけた国際的に活躍できるグローバル人材の育成に取り組むとともに、質の高い学習が受けられる学習環境の整備に努めます。
- ▶ 教育の場と緊急避難場所としての機能を持つ教育施設の計画的な整備に努めます。
- ▶ 豊かな人間形成と生きがいづくりに向けて、「自立」「協働」「創造」を前提とした生涯学習社会の構築に努めます。
- ▶ 家庭内での育児や介護、道徳観の育成、郷土文化の継承など、家庭教育力の向上を図るとともに、幼・保、小中、高大の学校教育から一般社会、老後までをつなぐ「縦軸」と地域社会の連携による「横軸」との協働による社会教育の充実に努めます。
- ▶ 市民の健康と体力づくりを目指し、競技スポーツや誰でも気軽に参加できる生涯スポーツを振興する中で、総合型地域スポーツクラブづくりを推進するとともに、関係団体への支援、指導者の人材育成・確保に努めます。
- ▶ スポーツを推進するための基盤となる体育施設の整備拡充が図れるように努めます。
- ▶ 先人により育まれてきた独自の歴史文化遺産を保存・活用するとともに、次代の新たな文化の創造に向けて、市民の主体的、創造的な芸術・文化活動への支援や、新たな文化芸術拠点機能の充実に努めます。
- ▶ 文化体験やまちづくり活動を通じ、地域に誇りを持てる後継者の育成と創造性豊かな人材育

成を図ります。

- 市民音楽祭やスクールバンドコンサートを行うなど本市の地域資源を活用し、いつでもどこでも音楽に触れ、親しむことができる「音楽の都玉名」づくりへの取組を強化します。
- 子どもの頃から一流の音楽にふれ、感性を高める機会を充実するとともに、多くの市民が音楽活動に参加し、多様に交流する機会をつくります。
- 本市の地域資源を生かした姉妹・友好都市をはじめとした様々な分野での交流を推進するとともに、交流機会を活用して市民の国際感覚と国際的視野の醸成を図ります。
- 包括協定大学である九州看護福祉大学などと連携・協力し、医療・福祉分野だけでなく様々な分野において、産学官連携による人材の育成・定着を推進します。

基本目標 3 賑わいと活力ある 産業づくり

地域の賑わいと活力の再生に向けて、本市の恵まれた自然と立地環境により、古くから営まれてきた農林水産業をはじめとして、商工業及び観光などの振興を促進するとともに、独自の地域資源を活用した新しい産業の育成、新たな企業の誘致を図ります。

また、「しごと」が「ひと」を呼びこむ好循環の確立による地域活性化を目指し、人材育成と雇用創出への取組を推進します。

- 安全・安心な農産物の生産性の向上を図るため、農業生産基盤整備等の取組を推進します。
- 農産物加工品づくりの促進とともに、新たな仕組みによる農業従事者の拡大を図るため、観光や 6 次産業化との連携による付加価値の向上により営農意欲を高めるなど、多様な農業を推進します。
- 森林の水源かん養をはじめとした公益的機能の保全と放置林の解消を進め、健全な森林への更新を行うとともに、新たな自然体験プログラムの導入等による林業雇用の創出を図ります。
- 安全・安心な水産物の生産供給のため、漁場環境の保全と同時に効率的な新たな仕組みによる生産体制の構築を図ります。
- 水産業の多面的機能を活かした新しい水産業の創出のため、関係機関団体の連携協力により、観光漁業等の取組を推進します。
- 市内の雇用創出に多大な貢献が期待される工業団地等の用地確保に努め、優良企業の誘致活動を推進するとともに、技術習得支援等による地場企業の活性化や創業支援に取り組みます。
- 中心市街地の個性的で魅力的な商店街の形成や、着地型観光商品の展開による交流人口の拡大により、中心市街地の賑わい創出に取り組みます。
- 本市独自の地域資源を活用した着地型観光商品開発、観光まちづくり人材の育成を進め、国内外からの誘客拡大に向けて県北地域の関係機関との連携による広域的観光推進体制の構築を図ります。
- 玉名市の農林水産物を活かした 6 次産業化商品の開発による「玉名ブランド」の確立とともに、国内外へのシティプロモーション活動の展開を図り、物産の流通促進による消費拡大、さらなる誘客の増大を図ります。

基本目標 4 便利で快適な 都市づくり

人口減少及び超高齢社会の多様なニーズに対応するために、都市計画のあらゆる施策について検討します。

広域幹線道路や地域間を結ぶ道路網の整備、公共交通の充実を図り、市民にとって安全で利便性の高い交通体系の実現に努めます。

また、安心して快適な住環境の整備や、移住・定住促進のための環境整備を推進します。

さらに、情報技術の発達に対応して、情報通信格差の解消に取り組みるとともに、便利で快適、そして安全な情報基盤の整ったまちづくりを進めます。

- 広域的な交流・連携に向けて、国道 208 号玉名バイパスについては、交通量を考慮しながら 4 車線化に向けた働きかけを行っていきます。
- 有明海沿岸道路（Ⅱ期）計画の熊本～大牟田間については、全線の国直轄による早期整備を要望するとともに、大牟田～長洲間については、早期着工を要望します。
- 主要施設へのアクセス道路の充実に努めるとともに、市域の一体的な発展を図るために、市内交通のネットワークを整備し、利便性と定時性の確保に努めます。
- 既存道路・道路施設の計画的な改修、適正な維持管理に努めます。
- 効率的で利便性の高い公共交通体系の構築を目指し、バス路線の運行効率化や公共交通不便地域の解消、既存の公共交通の利便性の向上、公共交通の利用促進に取り組みます。
- 新玉名駅周辺整備構想区域については、民間活力による開発を誘導・支援していきます。なお、事業者の進出時には、無秩序な開発にならないよう努めます。
- 交通拠点機能の充実のため、駐車場の整備など利用者の利便性を確保します。
- 市民が安心して暮らせる住環境の実現を図るとともに、本市の魅力や資源を活かした移住・定住促進に向けた取組を推進します。
- 公営住宅の計画的な維持管理を進めるとともに、移住・定住希望者などの住まいとして空き住戸を活用することを検討します。
- 公園・緑地については、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、「花の都玉名」づくりを目指した各種団体による活動を支援します。
- 菊池川が育んだ味わい深い景観の価値を高め、市民自らが誇りをもって語り、未来へ引き継ぐために、「玉名の景観を効果的にみせる戦略的な景観づくり」、「市民、事業者をはじめ、景観まちづくりに取り組む担い手づくり」、「景観に対する意識づくり」を推進します。
- 上水道については、市民生活に必要な不可欠なものという視点から「信頼できるライフライン」を目指し、水源の確保と有効利用に努めるとともに、施設の適正な整備・更新を行い、経営の効率化を推進します。
- 下水道については、生活環境や公衆衛生の向上、浸水の防止及び海や川などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に適した整備を進めるとともに、下水道施設の適正な維持管理、経営の効率化を推進します。

- 情報通信環境の格差解消に向けた取組に努めます。
- 公共施設間を光ファイバ網で接続し、各種市民サービスの提供を行っており、セキュリティの確保に十分留意し、サービスの安定提供に努めます。
- スマートフォンやタブレット端末などの移動携帯の普及に対応するため、情報通信のセキュリティの確保に留意した無線 LAN 用アクセスポイントの設置などを検討します。

基本目標 5 健康で安心な 福祉づくり

生涯を通じて健康で安心して生活できるように、保健や医療・福祉の充実を図ります。

また、妊娠、出産から高齢期に至るまで住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、関係機関と連携し、必要なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、地域で支え合う取組を推進します。

- 生涯を通じて心身ともに健康な生活が送られるように、子どもの頃からの健康な生活習慣づくりを支援するとともに、各ライフステージに応じた保健予防活動等の取組を推進します。
- 将来にわたり安心して暮らせるように、医療機関の機能分担と連携を図り、救急時にも対応した地域医療体制を整備します。
- 個々の疾病に対する予防対策と、保健・医療の連携に努めます。
- 若い世代が安心して妊娠・出産を迎え、子育てができる環境を整備します。
- 高齢者や障がい者が、将来にわたって住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるように、ニーズに応じたサービスの提供体制の確保を図るとともに、地域で支え合う取組を推進します。
- 生活困窮をはじめとする様々な問題に対して、総合的な相談支援を行います。問題解決のために関係機関等と連携し、地域資源を活用して暮らしやすい地域づくりにつなげます。
- 国民健康保険の健全な運営を目指し、医療費の適正化や保険料の収納率の向上に向けた取組を推進します。
- 後期高齢者医療の円滑な事業運営を図ります。

基本目標 6 公平で誇りの持てる 社会づくり

自治基本条例を踏まえ、地域や市民活動における市民同士の信頼を深め、地域づくりへの参画、地域課題の解決に取り組むなど、市民主体のまちづくりを目指します。

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力が発揮できる社会の実現を目指します。

- 自治基本条例を制定し、市政に対する市民の役割や、市民に対する行政などの責務を改めて明らかにすることで、市民の市政への参画がより促され、また、市民の意見が反映された市民目線の市政運営を行います。
- 市内にある 4 つの公民館や 21 の支館を中心としたコミュニティ活動の充実を図るとともに、地域づくり活動の支援や人材育成、ネットワーク拠点づくりに努めます。
- すべての市民、事業者が人権を大切にしながら、互いに協力して人権意識を高めるための取組を推進します。
- 女性の活躍する社会の実現を目指し、男女共同参画に関する情報発信を進め、市民意識の啓発に努めます。

基本目標 7 健全な行政運営

市民と行政の協働による分権型社会の形成を目指すとともに、市の将来を見据えた持続可能な市政運営に向けて、自主性、自立性の高い自治体運営、適切な行政サービスの提供に取り組みます。

- 市民と行政の協働を促し、市政への参加意識を高めるため、広報・広聴活動の強化、情報公開の徹底に努めるとともに、個人情報保護対策を強化します。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の維持管理、市有財産の有効活用を計画的に行い、民間活力の導入を図るなど、効率的な管理運営に努めます。
- 持続的な財政運営のため、施策の実行・管理・評価による進行管理の更なる徹底に取り組みます。
- 限られた財源の効率的運用とともに、適切な行政サービスを提供するため、適正な人員配置と職員の専門的能力、組織力の向上を図ります。
- 歴史的・文化的なかかわり合いや、住民や行政同士の連携が深い有明広域圏における広域行政の推進とともに、都市機能や生活機能の強い結びつきと相互補完性が高い近隣自治体との連携を深めていきます。

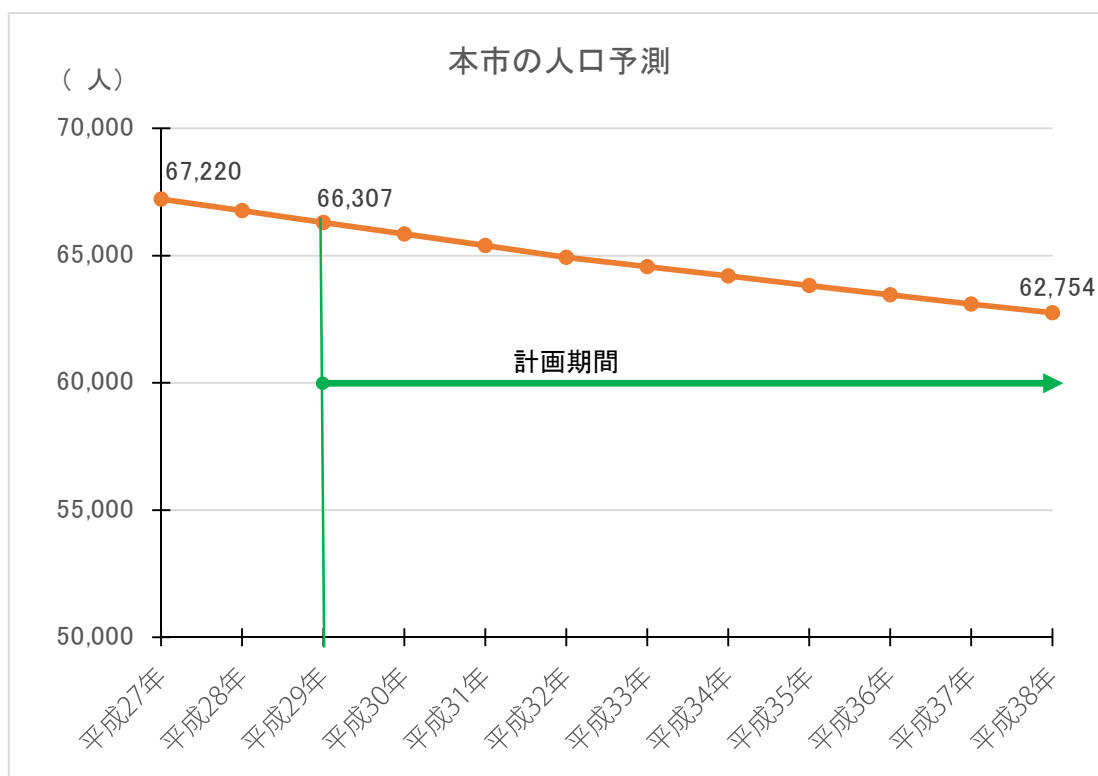
第4章 目標人口と土地利用

(1) 目標人口

本市の平成22年の国勢調査人口は69,542人です。平成17～22年の国勢調査人口の推移をもとにした国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」と言う。）による人口予測では、平成37年には60,819人、出生率の増加を目指す国の推計では、62,046人とされています。

本市の地方創生の人口ビジョン展望においては、平成37年の人口を63,091人としています。

この人口の長期展望に基づき、第2次総合計画における計画期間の目標人口は、62,800人とします。



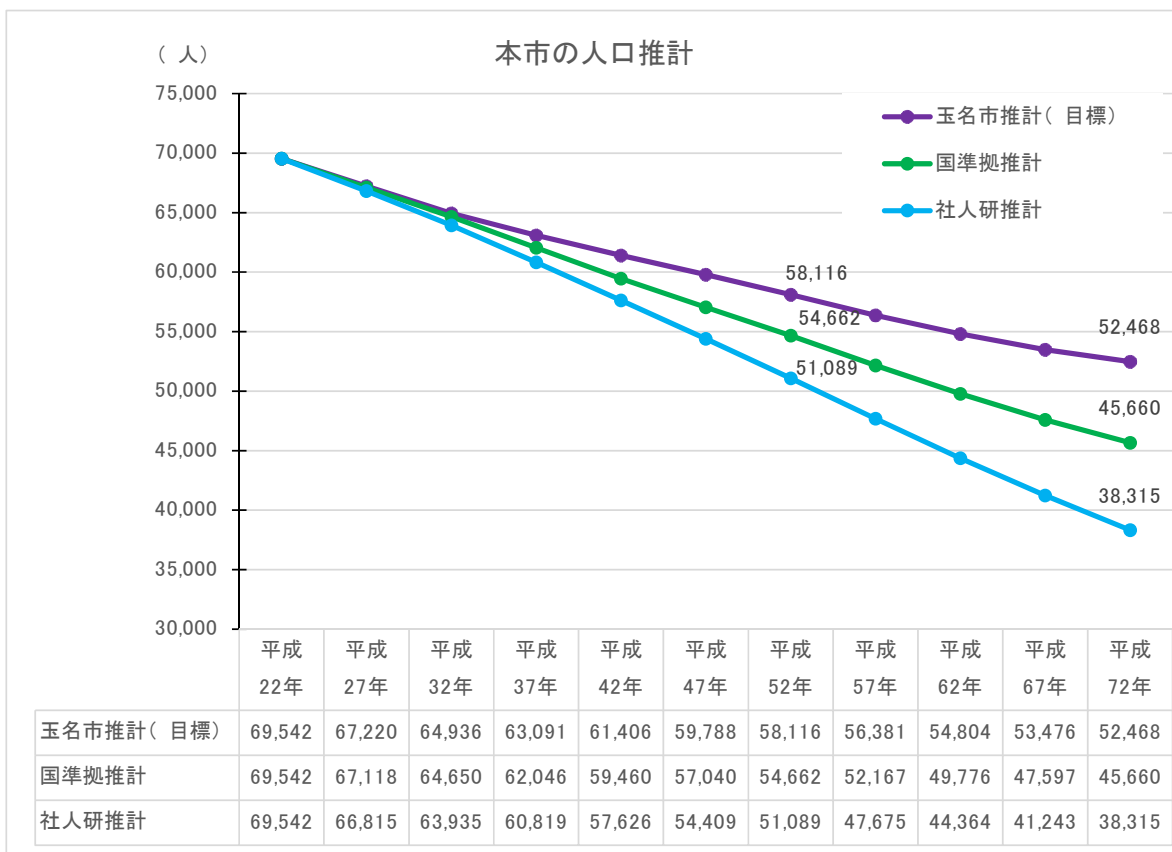
【将来人口推計の方法】

- ・国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」による平成72年の人口の長期展望に示された方法に沿って、玉名市人口ビジョンを策定しました。
- ・この玉名市人口ビジョンに基づき、第2次総合計画の計画期間である平成29年～平成38年の推計値を算定し、目標人口としました。

【参考資料】

- ・本市独自の目標とする人口推計、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に準拠した本市の人口推計、社人研による本市の人口推計は下図のとおりです。
- ・平成 72 年の本市の人口は 52,468 人と推計され、社人研推計の 38,315 人を 14,153 人上回ります。高齢化率は社人研推計の 39.9%から 29.4%となり、約 10%改善します。

人口の長期的展望 平成 72 年に人口規模 52,000 人の維持

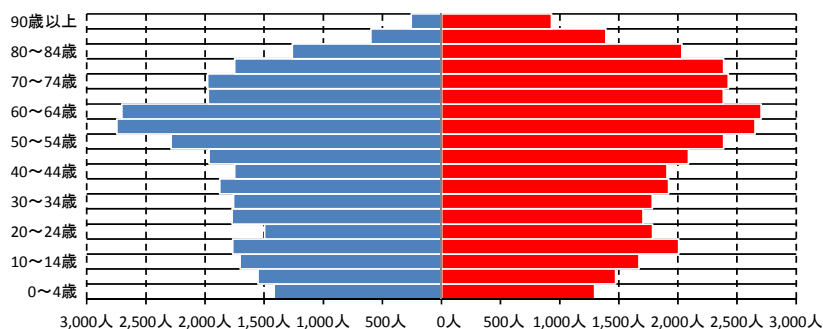


- ・平成 72 年の将来人口を展望するための前提条件は、自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）です。
- ・人口ビジョン策定時における若年世帯に対する調査において、希望出生数、理想出生数を把握し、これをもとに自然動態の前提条件が設定されています。
- ・社会動態については、熊本県の推計方法に準じて、社会減（転出が転入を上回る）が徐々に縮小し、均衡するものとされています。

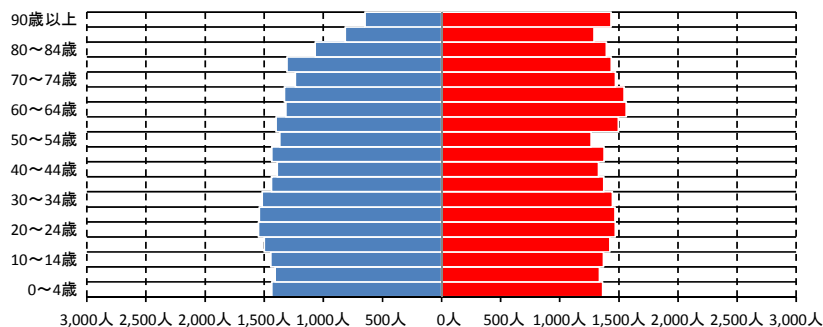
自然動態の前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・合計特殊出生率は、平成 20 年～24 年までが 1.56 ・平成 42 年までに市民の希望出生率 2.03 に回復 ・平成 52 年までに市民の理想出生率 2.11 に回復
社会動態の前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県推計と同様、社会減が平成 32 年までに半分に縮小 ・その後は均衡する（±0 になる）

- 2010年の人口ピラミッドと2060年の各推計の人口ピラミッドを比べると、男女とも40歳から80歳未満の人口減少が顕著となっています。
- 市推計、国準拠推計、社人研推計の人口推計結果を人口ピラミッドで比べると、市推計は国準拠推計、社人研推計に比べて、底辺部分の広がりが大きく、高齢化率も約10%改善するなど、理想的な年齢別人口構造に近づいていきます。

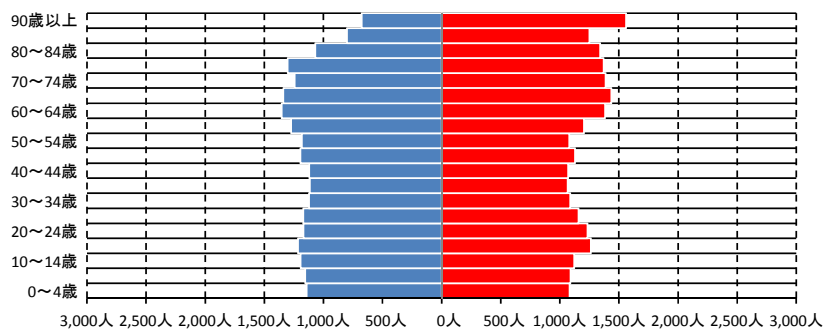
本市の人口ピラミッド (2010年)



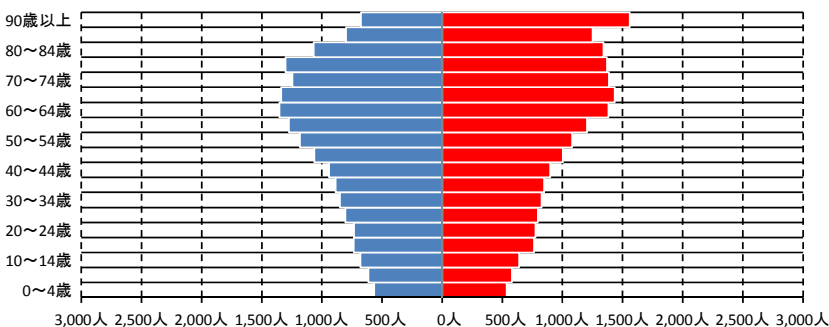
本市推計の人口ピラミッド (2060年)



国準拠推計の人口ピラミッド (2060年)



社人研推計の人口ピラミッド (2060年)



(2) 土地利用方針

平成 26 年 3 月策定の『玉名市都市計画マスタープラン』において、都市づくりの方針の中で示されている将来都市構造及び道路・交通施設配置構想に基づき、今後 10 年間の土地利用方針を以下のとおりとします。

市街地ゾーン

『住宅、商業、サービス業、教育・文化、業務等の都市的機能の整備を重点的に進めるゾーン』

J R 鹿児島本線玉名駅周辺や旧玉名市役所周辺、現市役所周辺、九州新幹線新玉名駅周辺については、市民生活を支える各種公共公益サービスが集積した本市の「中心拠点」及び「交通拠点」として各種機能の維持・更新を図ります。

東西に貫く国道 208 号沿道は、市民生活に必要な生活利便施設などの計画的な立地誘導を図ります。

田園ゾーン（農業・集落地区）

『基幹産業である農業の振興を重点的に進めるゾーン』

本市の基幹産業である農業の振興や農地、自然環境の保全を図りながら、「市街地ゾーン」へのアクセス性を高めるなどにより、集落地などの生活利便性の向上を図ります。

なお、玉名平野地区の田園ゾーンについては、今後の土地利用の変化に対応した方針を検討します。

中山間ゾーン（森林地区）

『森林の多面的機能を活かした保全と整備及び中山間地域の農業振興を重点的に進めるゾーン』

豊かな自然資源や歴史的資産の宝庫であり、全国上位のみかんの大産地です。また、水源のかん養、地球温暖化防止などの多面的機能を有しています。

現在の豊かな自然・歴史資源の保全・活用を図るほか、既存施設などの効果的活用を図ることにより、新しい産業創出や観光の振興を目指します。

臨海ゾーン（有明海及び海岸部）

『有明海の自然を活用した水産業及び臨海レクリエーションの振興を進めるゾーン』

漁場の保全と整備を進め、海苔やアサリなどの水産業の振興を推進します。

さらに、有明海の景観を活かした保養レクリエーションや観光漁業などの振興を図ります。

土地利用方針図

